

社会福祉法人 春陽会

虐待防止のための指針

1. 利用者への虐待の防止に関する基本的な考え

社会福祉法人春陽会は、利用者の尊厳の保持にとって、利用者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に配慮し、虐待の防止、虐待を受けた利用者に対する保護のための措置、当法人職員、および利用者、その他家族等の関係者による虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、利用者の権利利益を擁護する事を目的とします。

2. 利用者への虐待についての定義

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に則り、以下に示す行為を虐待にあたると定義します（以下「虐待等」とする）。

1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
また正当な理由もなく身体を拘束すること。

2) 介護・世話の放棄・放任

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、又は著しく拒否的な対応、その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為を行うこと、又は利用者を利用し、わいせつな行為をさせること。

5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待の防止、および虐待事例への対応に関する基本方針

- 1) 「虐待防止委員会」（以下「委員会」とする）を組織し、職員教育、虐待の防止、および虐待事例対応への取り組みを行います。
- 2) 虐待防止に関する研修会を法人の年度事業計画に位置付け、定期的に開催します。また、必要に応じ外部研修会への参加について検討を行います。
- 3) 虐待事例または虐待が疑われる事例が発生した場合の連絡体制を定め、必要に応じ遅滞無く市町村へ届け出るようにします。
- 4) 虐待事例については、当法人内だけではなく、市町村、及び地域包括支援センターをはじめとした公共機関との連携を図り、対応に取り組みます。
- 5) 個人情報の保護に努めます。

4. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- 1) 利用者、利用者家族、その他外部より虐待の通報を受けた場合、及び利用者の虐待に相応すると思われる事例を発見した職員は速やかに所属長及び管理者へ報告します。
- 2) 利用者の虐待に相応すると思われる事例を発見した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認し、管理者へ報告します。また、必要に応じて関係機関へ通報を行います。
- 3) 職員は日頃から虐待の早期発見に努めます。また、所属長及び管理者は職員に対し、利用者、利用者家族、及び職員間でのコミュニケーションの機会を確保し、虐待の早期発見に努めるように促します。

5. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行うとともに、その求めに応じて、市役所及び社会福祉協議会等の適切な窓口を適宜紹介することとします。

6. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情については、重要事項説明書に示す「苦情対応窓口」において受付を行います。苦情相談の担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、委員会に報告するものとします。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても本指針をいつでも閲覧できるように事業所に備え付けることとします。またホームページにおいても公開し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにします。

8. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部機関により提供される研修等に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努めます。

令和7年4月1日
社会福祉法人 春陽会